

衆議院議員選挙区画定審議会設置法施行令の 一部を改正する政令概要

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行により、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成に用いる人口が国勢調査人口から国勢調査の結果による日本国民の人口となることに伴い、所要の規定の整備を行う。

- 「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律」（平成28年法律第49号。以下「改正法」という。）により、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成に用いる人口は、日本国民の人口によることとされた。
- 衆議院議員選挙区画定審議会設置法施行令第4条において、最近の国勢調査の調査期日以後に都道府県、郡又は市町村の境界に変更があった場合における当該都道府県、郡又は市町村の人口の特例を規定しているところ、上記の改正に伴い、当該特例の対象となる人口についても日本国民の人口によることとし、当該人口は都道府県知事が告示したものとする旨規定する。

[スケジュール]

閣議決定日：改正法の公布閣議の日（平成28年5月24日）

公 布 日：改正法の公布の日（平成28年5月27日）

施 行 日：公布の日（平成28年5月27日。改正法の施行の日と同日）